

京都市教育長告示第18号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市教育長 在田 正秀

第17条第3項中「その他これ」を「及び第1項に規定する団体」に、「京都市中央図書館長が認めた」を「認められる」に改める。

第18条の3第2項中「京都市中央図書館長に」を削る。

第28条中「京都市中央図書館長」を「生涯学習部長」に改める。

「

1 明治

2 大正

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、3 昭和 を削る。

4 平成

0 西暦

」

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「個個」を「個々」に改める。

「

1 明治

2 大正

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、3 昭和 を削る。

4 平成

0 西暦

」

第4号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、生涯学習部長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局生涯学習部)